４．その他

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、別表５により必要な事項を記載する。

産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、以下の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）を記載する。

（１）付加価値の創出を実現するための生産性の向上及び需要の拡大に関する現状の取組及び今後の取組方針、並びに事業適応を実施する事業所における産業競争力基盤強化商品の販売を行う事業年度ごとの付加価値率の数値目標

（２）生産及び販売する産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針、及び当該取組方針に係る数値目標

（３）生産活動の安定化に向けた現状の取組及び今後の取組方針。具体的には、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針

（４）継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針

加えて、自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、（５）の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）

（５）当該産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の定量的な削減量（次に掲げる産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次に定める商品との比較）及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性

①　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるもの）

②　鉄鋼　高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼

③　基礎化学品　化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの

④　燃料　化石燃料

別表１（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

（注）外部評価機関（第11条の２第２項第８号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。